

国際共同研究支援事業費補助金

評価要綱

平成28年4月4日

国際共同研究支援事業費補助金（歴史国際研究支援事業）（以下「補助金」という。）の中間評価及び事後評価については、この評価要綱により行うものとする。

1 中間評価

(1) 中間評価の目的

- ア 補助事業者が実施している事業（以下「補助事業」という。）の初年度の進捗状況を把握する。
イ 各補助事業について、次年度の事業継続に係る検討のための資料として中間評価結果を提供する。

(2) 中間評価の方法

- ア 中間評価は、交付要綱に基づき補助事業者が外務大臣（以下「大臣」という。）に提出することとなっている補助事業実績報告書をもとに行うものとする。中間評価の透明性を確保するため、補助事業実績報告書は原則公表するものとする。補助事業者は、補助事業実績報告書の提出に際し、非公開部分がある場合には、当該部分を明示すること。

- イ 中間評価は、外交・安全保障調査研究事業費補助金審査・評価委員会（以下「評価委員会」という。）において行うものとする。評価委員会は、書面審査、評価委員会の合議及び必要に応じて面接によって、中間評価を決定する。

- ウ 評価委員会は、評価に当たり、以下（3）アの着目点の各要素に留意し、総合的な判断の上、（3）イの評価基準により、中間評価を確定する。

(3) 評価に当たっての着目点及び評価基準

- ア 評価に当たっての着目点

(ア) 補助事業の進展状況

- 補助金の目的及び補助事業の目的・意義に照らして、着実に補助事業が進展しているか。
- 今後の補助事業推進上、問題となる点はないか。

(イ) 補助事業の成果

（基礎的情報収集・調査研究）

- 補助事業者の情報収集・調査分析能力がどのように強化されたか。
- 情報収集・調査分析の成果のHP上での公表等、しかるべき発信が実施できたか。
(海外調査研究機関・有識者の参画・協力・連携)
- 海外調査研究機関・有識者の参画・協力・連携が適切に得られているか。また、海外調査研究機関・有識者が参加する形で、国際シンポジウム、国際セミナー及び国際研究会等が実施されているか。
- 海外調査研究機関・有識者とのネットワーク強化及び相互理解促進ができているか。
(外交政策立案への貢献)
- 期待される事業の成果が、現実の外交環境も踏まえた現実的な内容になっているか。そのために事業実施過程において工夫がなされたか。
(成果の対外発信・共有)
- ホームページ上でのタイムリーな情報提供・発信など、情報収集・調査分析、国際シンポジウム・国際セミナー・国際研究会及び事業の成果を、適時適切に共有・発信する工夫がなされたか。
(その他)
- 補助事業の目的・意義に照らし、現時点で期待された成果をあげているか。(あげつつあるか。)

(ウ) 補助事業実施体制

- 補助事業の遂行が円滑に行われたか。実施体制の面から対応が不十分と思われる点はないか。若手の有望な研究者の育成等、本補助金を通じて事業実施団体の今後の成長につながるような工夫がなされていたか。

(エ) 補助金の使用

- 補助金は効果的に使用されているか。

(オ) 今後の補助事業の推進方策

- 補助金の目的、補助事業の目的・意義及びこれまでの成果に照らし、次年度の実施計画・体制は適切なものとなっているか。
- 初年度の成果及び次年度の実施計画にかんがみ、事業を継続した場合の成果が、現実的かつ効果的なものであって外務省による外交政策の企画立案に資するものとなることが期待されるか。
- 次年度の実施計画が当初の計画から大幅な変更がなされている場合、その理由に合理性は認められるか。

イ 評価基準

- A+：補助事業の目的・意義に照らして、期待以上の進展が認められる。
A：補助事業の目的・意義に照らして、期待どおりの進展が認められる。

- Aー：補助事業の目的・意義に照らして、概ね期待どおりの進展が認められるが、一部に遅れが認められる。
- B：補助事業の目的・意義に照らして十分な成果が得られているとは言い難く、次年度補助事業の実施に当たっては当初の計画の一部変更も検討すべきである。
- C：補助事業の目的・意義に照らして、また、初年度事業の結果を踏まえると、継続的に事業を実施しても成果を見込むことが困難なため、次年度補助事業の中止を含めた各種是正措置をとることが適当である。

2 事後評価

(1) 事後評価の目的

対象となる補助事業の終了時の成果について評価を行う。

(2) 事後評価の方法

ア 交付要綱に基づき補助事業者が大臣に提出することとなっている補助事業実績報告書をもとに行うものとする。

イ 事後評価は、評価委員会において行うものとする。評価委員会は、書面審査、評価委員会の合議及び必要に応じて面接によって、事後評価を決定する。

ウ 評価委員会は、評価に当たり、以下（3）アの着目点の各要素に留意し、総合的な判断の上、（3）イの評価基準により、事後評価を確定する。

(3) 評価に当たっての着目点及び評価基準

ア 評価に当たっての着目点

(ア) 補助事業の目的の達成度

●当初設定した補助事業の目的の達成の度合いはどうか。

●補助事業推進時に生じた問題があった場合、これへの対応は適切であったか。

(イ) 補助事業の成果

（基礎的情報収集・調査研究）

●補助事業者の情報収集・調査分析能力がどのように強化されたか。

●情報収集・調査分析の成果のHP上の公表等、しかるべき発信が実施できたか。

（海外調査研究機関・有識者の参画・協力・連携）

●海外調査研究機関・有識者の参画・協力・連携が適切に得られているか。また、海外調査研究機関・有識者が参加する形で、国際シンポジウム、国際セミナー及び国際研究会等が実施されているか。

●海外調査研究機関・有識者とのネットワーク強化及び相互理解促進ができているか。

（外交政策立案への貢献）

●期待される事業の成果が、現実の外交環境も踏まえた現実的な内容になっているか。そのために事業実施過程において工夫がなされたか。

(成果の対外発信・共有)

●ホームページ上でのタイムリーな情報提供・発信など、情報収集・調査分析、国際シンポジウム・国際セミナー・国際研究会及び事業の成果を、適時適切に共有・発信する工夫がなされたか。

●事業の最終成果が適切な形で出版され、事業の最終成果が事業終了後も長期間かつ一般に広く入手できるようになっているか。

(その他)

●補助事業の目的・意義に照らし、現時点で期待された成果をあげているか。(あげつつあるか。)

(ウ) 補助事業実施体制

●補助事業の遂行が円滑に行われたか。実施体制の面から対応が不十分と思われる点はないか。若手の有望な研究者の育成等、本補助金を通じて事業実施団体の今後の成長につながるような工夫がなされていたか。

(エ) 補助金の使用

●補助金は効果的に使用されていたか。

(オ) 外務省の外交政策企画立案への貢献度

●事業の成果が、外務省による外交政策企画立案に貢献するようなものになっているか。

イ 評価基準

A+：補助事業の当初の目的に照らして、期待以上の成果があった。

A：補助事業の当初の目的に照らして、期待どおりの成果があった。

A-：補助事業の当初の目的に照らして、概ね期待どおりの成果があった。

B：補助事業の当初の目的に照らして、十分ではなかったが一応の成果があった。

C：十分な成果があったとは言い難い。

(了)